

新規使用者登録申請書（個人）

文化センター記入欄

年 月 日

文化振興課

裏面「使用上の注意」を確認のうえ、条例、規則、使用許可条件及びセンター職員の指示を遵守して使用することを誓約し申請します。

申請日 年 月 日

使用者	フリガナ		
	氏名		
	住所	〒	—
		TEL	FAX
	メールアドレス		

館長	副館長	管理	事業	受付	課長	補佐	係長
				担当			
料金区分			使用者番号	備考			
1. 営業 その他							
2. 基本							

今回の催物の内容（対象者、開催案内の方法、他会場の利用実績等を記入してください。）

※ご登録いただいた情報は、沼津市個人情報保護条例に基づき使用いたします。

使用上の注意

条例、規則、許可条件及びこれらに基づくセンター職員の指示に違反したときは、使用条件を変更したり、使用許可の停止や取消しをすることがあります。また、確認のため職員が立入り調査を行う場合もありますので、ご承知置さください。

沼津市民文化センター条例

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、文化センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物及び付属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他その使用が不適当と認められるとき。

(使用料)

第6条 文化センターの使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、後納とすることができる。

(使用の停止等)

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号の一に該当したとき、又は管理上特に必要があるときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。

2 前項の停止等によつて、使用者に損害を生ずることがあつても、教育委員会は、その責を負わない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、建物、附属設備、備品等を損傷し、若しくは滅失したとき、又は原状回復の義務を怠ったときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

沼津市民文化センター条例施行規則

(職員の立入り)

第14条 職員は、文化センターの管理運営上必要があると認めるときは、使用中のホール等に立入ることができる。この場合、使用者はこれを拒否することはできない。

(使用者又は入場者の遵守事項)

第15条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入場者に対する安全確保の措置を講ずること。
- (2) 文化センター内外の秩序を保つため必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (3) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (4) ホール等、附属設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (5) 許可を受けないで物品等の展示、販売、はり紙等の行為をしないこと。
- (6) 許可を受けないで火気等を使用しないこと。
- (7) 所定の場所以外へ立入らないこと。
- (8) 所定の場所以外で喫煙、飲食をしないこと。
- (9) その他職員の指示に従ふこと。

上記以外は、配布いたしました資料をご確認してください。